

+鳴門市農業委員会 7月総会 議事録>>

開催日時 令和元年7月29日(月) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番	大西 善郎	2番	小川 利	3番	小田 常雄
4番	金田 善雄	5番	木下 茂	6番	齋藤 はつ子
8番	谷口 清美	9番	手塚 弘二	10番	中井 弘
11番	仲須 眞理	12番	長谷目 隆	13番	濱堀 秀規
14番	林 博子	15番	板東 幸雄	16番	藤本 詳治
17番	増金 義文	18番	松村 多美子	19番	向 栄治

欠席委員 7番 柴田 精治 20番 八木 健治

議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について	所有権移転	1件
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について		5件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について		8件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について		1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
③農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	5件
⑤使用貸借解約について	1件
⑥農地であることの証明願いについて	1件
⑦非農地証明願いについて	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和元年7月の農業委員会を開会いたします。

開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。

それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。

委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員2名であり過半数に達しております。

よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この会議が成立していることをご報告いたします。

この後の進行につきましては、谷口会長にお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。

本日の署名人は14番 林委員、17番 増金委員にお願いいたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

事務局係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について 1件>

・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等あればお願いいたします。

ご質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。

『議案第1号』について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 議案第1号については原案どおり承認いたします。

以上で『議案第1号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条の規定による許可申請について 5件>

・申請番号1～5について申請内容説明

- 谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
まず申請番号1番、2番の案件について地元委員さんをお願いします。
- 増金委員 17番。申請地は鳴門市学校給食センターから南東に位置する農地です。
譲受人の●●は、大津町段関に本社があり、食品加工業を営んでおります。
今回農地を取得して新規に農業を始めます。取得後は、中の越ではケール・
四丁野ではとうもろこしを栽培する計画です。
農業を始めるにあたって、地域耕作者と●●にて農業を行う旨の覚書をか
わしております。また申請者からは用水・排水について十分な監視を行い、
周辺農地に被害が発生した際は申請者の責任にて解決する旨の誓約書を提出
させております。
以上により周辺農地への影響は軽微であると思われまますので、この申請に
つき、許可しても問題無いと考えます。
- 谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番、2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 谷口会長 申請番号1番及び2番については原案どおり許可することといたします。
次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。
ます。
- 谷口会長 8番。譲受人の●●さんは鳴門市で認定農業者として認定されており、現
在は借入地においてれんこんを栽培しています。今回、申請地に隣接する宅
地を同時に購入し、申請地においてじゃがいもの栽培を行う予定です。
申請地は現在休耕地となっていますが、除草等を行い適切に耕作すること
ですので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
- 谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 谷口会長 申請番号3番については原案どおり許可することといたします。

次に、申請番号4番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

向委員

19番。譲受人の●●さんは現在、申請地付近の農地でらっきょうを栽培しており、取得後も従来の農地と同じらっきょうを栽培し、同等の生産高を目標に耕作する予定です。

申請地は現在休耕地となっていますが、除草等を行い適切に耕作することですので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

ご審議をお願いします。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号4番の案件について採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号4番については原案どおり許可することといたします。

次に、申請番号5番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

小田委員

3番。申請人である●●さんと▲▲さんは、互いに畑を耕作するにあたり進入路として申請地を利用しています。▲▲さんの畑に入るには、申請地を通らざるを得ない状態です。地役権の設定のため、今回の申請に至りました。

隣接する農地への影響もなく、この申請につき許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号5番について採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号5番については原案どおり許可することといたします。

以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。

次に『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 < 3. 農地法第5条の規定による許可申請について 6件 >
・申請番号1～8について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番の案件について地元委員さんお願いします。

小田委員 3番。申請地は、鳴門市人権福祉センターの北東に位置する農地です。
譲受人である●●は鳴門市に本店を置き、土木・建築の基礎工事を中心に事業を営んでいます。本申請は最新機械導入に際して、隣接する申請地を機械置場に転用し活用するとしています。
計画では、再生クラッシャーにて埋め立てし、境界周辺に波板を設置することで、周辺農地への被害防除を図ります。地元の土地改良区の許可も得ています。排水は雨水のみで、境界周辺の波板にて土砂の流出を防ぐ計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、鳴門市人権福祉センターから北東へ600mに位置する農地であり、県道北島池谷停車場線沿いにある市街化調整区域内の10ha以上農地の広がりのある第1種農地に該当します。
譲受人である●●は鳴門市に本店を持ち、土木・建築の基礎工事を中心に事業を営んでいます。譲受人は最新機械導入に際して既存の建設機械置場では手狭になったため、隣接する申請地を機械置場に転用し、活用するとしています。
申請地は元々農業振興地域内農用地でしたが、譲受人が建設機械置場として活用する計画で譲渡人より除外申請があり、令和元年6月に除外手続きが完了しております。また第1種農地であることから農地転用等の制限が準用される土地ですが、既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限る。）（施行規則第35条第5号）については、農地転用の不許可の例外に該当します。
事業計画では、再生クラッシャーにて埋め立てし、境界周辺に波板を設置することで、周辺農地への被害防除を図ります。排水については雨水のみで、境界周辺の波板にて土砂の流出を防ぎます。
資金計画も妥当であり他に適当な土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり承認することといたします。
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからのご意見を申し上げます。

大西副会長 1番。申請地は、旧北灘西小学校の南にある農地です。
借人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、貸人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため、今回の申請となりました。
事業計画では、整地の後に防草シートを敷設し、施設周囲にはフェンス新設することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画であるため許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、旧北灘西小学校から南へ約350mに位置する農地であり、県道徳島北灘線と山林に囲まれた10ha未満の広がりがない第2種農地に該当しております。

借人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、貸人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めることから、今回の申請となりました。

なお申請地は元々農業振興地域内農用地でしたが、借人が太陽光発電設備敷地として活用する計画で貸人より除外申請があり、令和元年6月に除外手続きが完了しております。

事業計画では、発電所を2箇所設置しており、太陽光発電パネルを92枚設置、20.625kwの発電出力・太陽光発電パネルを324枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は平成31年3月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力(株)との電力供給契約も平成31年4月になされております。

事業計画では、整地後に防草シートを敷設し、施設周囲へのフェンス新設等により被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく周辺農地への影響も軽微であることから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号2番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については承認することといたします。
次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんからのご意見を申し上げます。

向委員 19番。申請地は、鳴門北インターの北東に位置する農地です。
譲渡人は申請地の隣接地を農業用倉庫敷地として利用していました。今回売買を行うにあたり、排水側溝や通路としての敷地が必要となったため、拡張敷地として隣接農地から分筆を行い、申請を行うものです。なお申請地の一部に農地法の手続きを経ずに通路として利用していることが判明したため、始末書を提出させております。

計画については、土間コンクリートにて20cm程度かさ上げを行います。排水は雨水のみのため既存の排水側溝及び地下浸透にて対処をする計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、鳴門北インターの北東約110mに位置する農地であり、周囲を住宅地、神戸淡路自動車道で分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

譲渡人は、申請地に隣接する大毛42番5の土地を平成19年5月29日に農業用倉庫敷地として農地法第4条の許可を受け、農業用倉庫敷地として利用されてきました。今回売買を行うにあたり、排水側溝や通路としての敷地が必要となったため、拡張敷地として隣地の農地から分筆を行い、申請を行うものです。なお申請地の一部については農地法の手続きを経ずに通路として利用していることが判明したため、始末書を提出させております。

また申請地は元々農業振興地域内農用地でしたが、譲渡人が同申請内容にて除外申請があり、令和元年6月に除外手続きが完了しております。

事業計画では、境界から少し引いたうえで土間コンクリートにて20cm程度かさ上げを行います。排水は雨水のみのため既存の排水側溝及び地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であること等から、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号3番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号3番については、原案通り承認することといたします。
次に、申請番号4番の案件について、地元委員さんからのご意見を申し上げます。

大西副会長 1番。申請地は、旧北灘西小学校の西にある農地です。
借人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、貸人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため、今回の申請となりました。
事業計画では、整地の後に防草シートを敷設し、施設周囲にはフェンス新設することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画であるため許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、旧北灘西小学校から西へ約200mに位置する農地であり、国道11号線と住宅地に囲まれた10ha未満の広がりがない第2種農地に該当します。
借人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、貸人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めることから、今回の申請となりました。
事業計画では、太陽光発電パネルを252枚設置し、49.5kwの発電出力が見込まれております。
本設備は平成31年3月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力(株)との電力受給契約も平成31年3月になされております。
事業計画では、整地後に防草シートを敷設し、施設周囲へのフェンス新設等により被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であることから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号4番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号4番については原案通り承認することといたします。
続きまして、申請番号5番の案件について、地元委員さんからのご意見を
お願いします。

小川委員 2番。譲渡人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、
譲受人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込める
ため、今回の申請となりました。
事業計画では、砕石を敷設して整地を行い、施設周囲には既設のコンクリ
ート壁とフェンスや畦畔の新設により被害防除を図ります。排水については
雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画であるため許可しても問題ない
と考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、成田山光輪寺の南西約870mに位置する農地であり、周囲を県
道 亀浦港榊木線（鳴門スカイライン）と山林で分断された10ha未満の広が
りない農地であり、第2種農地に該当します。
譲渡人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、譲受
人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため
売買が成立し、今回の申請となりました。
事業計画では、太陽光発電パネルを316枚設置、49.5kwの発電出力が見
込まれております。
本設備は平成30年11月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を
受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も平成30年11月になされ
ております。
事業計画では、砕石を敷設した後に整地・転圧を行い、施設周囲には既設
のコンクリート壁と新設する畦畔とフェンスにより被害防除を図ります。排
水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。
資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も少な
いことなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号5番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号5番については承認することといたします。

続きまして、申請番号6番及び7番の案件について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

大西副会長

申請地は、禅定寺の南東に位置する農地です。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、譲渡人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため、今回の申請となりました。

事業計画では、砕石を敷設した後に整地・転圧を行い、施設周囲には既設の擁壁と新設するフェンスにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画であるため許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、禅定寺の南東約1200mに位置する農地であり、周囲を住宅地と山林で分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

譲渡人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、譲受人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため売買が成立し、今回の申請となりました。

事業計画では、それぞれ太陽光発電パネルを188枚設置、49.5kwと152枚設置、38.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は平成30年11月・12月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も平成30年11月・平成31年1月になされております。

事業計画では、ともに砕石を敷設した後に整地・転圧を行い、施設周囲には既設のコンクリート壁とフェンスの新設により被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も少ないことなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号6番および7番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号6番及び7番については承認することといたします。
続きまして、申請番号8番の案件について、地元委員さんからのご意見を
お願いします。

木下委員 申請地は、圓勝寺の北西に位置する農地です。
譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、譲渡
人が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため、
今回の申請となりました。
事業計画では、石灰改良にて地盤を固め、施設周囲へのフェンス新設によ
り被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処を
する計画であるため許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、圓勝寺の北西約600mに位置する農地であり、周囲を住宅地、
県道鳴門池田線と池で分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2
種農地に該当します。
譲渡人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、貸人
が土地の管理で悩んでいる申請地につき、安定した日射量が見込めるため、
今回の申請となりました。
事業計画では、太陽光発電パネルを214枚設置、49.5kwの発電出力が見
込まれております。
本設備は平成30年5月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受
けて令和元年5月に設備変更を行っており、四国電力株式会社との電力受給
契約も平成30年1月になされております。
事業計画では、石灰改良にて地盤を固めて、施設周囲へのフェンス新設に
より被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処
をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地
への影響もないことなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号8番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号8番については承認することといたします。
以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第4号』相続税の納税猶予に関する適格者証明に入ります。
申請番号1番の案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 <4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんからのご意見をお願いします。
まず、申請番号1番の地元委員さんをお願いします。

八木委員 20番。本申請については、申請地が複数地区にまたがっているため、私から一括して説明させていただきます。
●●さんは、大麻町でれんこんを生産する農家です。
今後も農業経営を続けていく意思及び一部の農地については、納税猶予の特例に基づき貸付を行っていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認することといたします。
以上で『議案第4号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第5号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長	< 5. 報告事項 13件 >	
	① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件
	② 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
	③ 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
	④ 農地法第18条第6項の規定による通知について	
		(経営基盤法) 5件
	⑤ 使用貸借解約について	1件
	⑥ 農地であることの証明願について	1件
	⑦ 非農地証明願について	1件

谷口会長 ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

谷口会長 それでは『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございますか。

それでは、これをもちまして令和元年7月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 14時45分

令和元年7月29日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 林 博子

議事録署名者 増金 義文